



Q. これから国保税額の決め方も変わるの？

A. 変わります。③医療費

は県が全額負担するので市が負担するのは①納付金と④保健事業費等です。①と④の支出を確保できるとされる税率を県が各市町に提示します。これを「標準保険税率」と言います。各市町は、この「標準保険税率」を参考に国保税額を決めていくことになります。

Q. 平成30年度（平成30年4月以降）の多久市の国保税額はどうなるの？

A. 県が提示する「標準保険税率」に従えば、増額になります。



Q. えーっ増額?!その「標準保険税率」って必ず従わなければならないの？

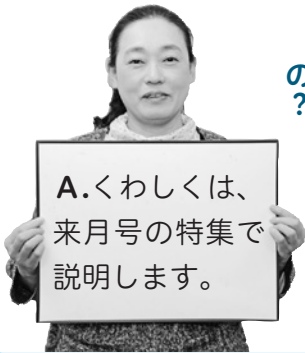
A. いいえ、「標準保険税率」に従うかどうかは各市町の判断に任されています。

Q. じゃあ従わなくてもいいんじゃない? 「標準保険税率」に従わないとどうなるの？

A. 国保税以外で①納付金と④保健事業費等の支出に使えるお金(基金積立)があればそのお金を使って税率を低くできますが、多久市はそのお金がほとんど残っていません。県が決めた税率に従わないと①と④の財源となるお金が足りなくなってしまう。

Q. なぜ「標準保険税率」に従えば多久市の国保税額が増額になるの？

A. くわしくは、来月号の特集で説明します。



～4月から高額療養費の手続きも変わります～

変更① 70歳以上の人分の申請手続きの負担を軽減するために領収の確認方法を一部変更します。

70歳以上の人分の外来分は、窓口での口頭確認となりますので、領収書の持参が不要になります。※入院分は必要です
注) 70歳未満の人分は変更ありませんので、今までどおり外来・入院分も領収書で確認します。

変更② 申請締切日と振込日を変更します。

平成30年1月以降、新システムへの変更にともない、申請締切までの期間が短く、ご迷惑をおかけしています。余裕をもって申請いただくために、申請締切を通知月の月末から翌月5日頃（振込日：中旬）に変更します。
注) 締切日の変更にともない、振込日が今までより少し遅くなります。

変更③ 多数該当のカウンターの仕方が変わります。

広域化にともない、県内の他市町へ転出された場合も条件を満たせば継続してカウントされるようになります。
くわしくは、別配布の国保だより特別号で説明します。